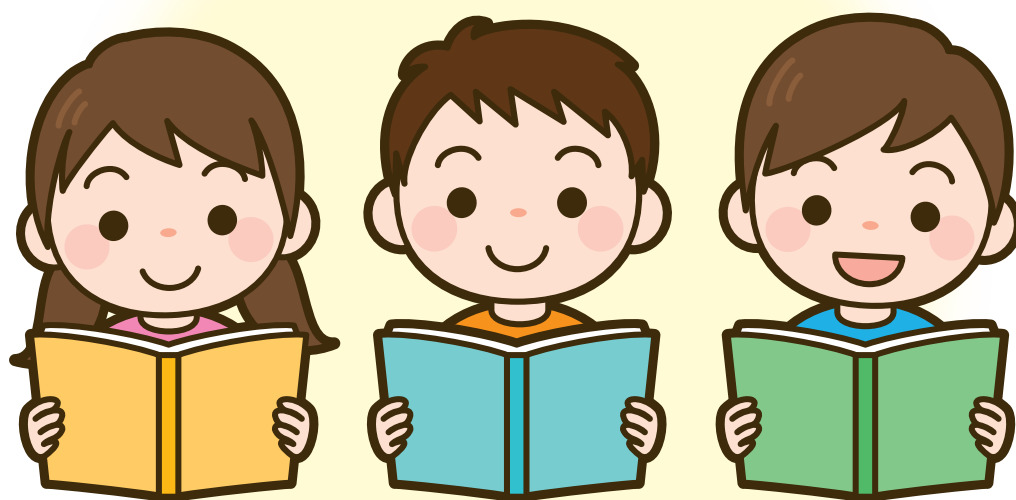


# 第4次長泉町 子ども読書活動推進計画



令和3年3月  
長泉町教育委員会



# は じ め に

子どもの読書活動は、絵本や本の読み聞かせや読書を通して、言語を学び、豊かな感性と表現力を高め、創造力を豊かにします。また、人生をより深く生きていく力を身に付けていくうえで、欠くことのできないものであります。



現代は、情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォンから様々な情報がリアルタイムで全世界とつながり得られます。しかし、社会の情報化が進み、AIやICTが日常的に活用されるようになって、人と人とのつながりがなくなることはありません。子どもたちが今後、自らの意思と判断で人生をより豊かに生きていくためには、相手を思いやり、人とのつながりを大切にしたコミュニケーション能力が必要です。本を通して自分と向き合う読書体験は、子どもたちにとって、豊かな感性や想像力を培うために、大変重要であると考えられています。

長泉町教育委員会では、平成18年3月に「長泉町子ども読書活動推進計画」を策定、平成23年に第2次計画、平成28年に第3次計画を策定し、次代を担う子どもたちが自ら読書する力を確かなものとするよう、さまざまな取組を実施してまいりました。

この第4次計画では、これまでの計画の基本方針や現状・課題等を踏まえつつ、第5次長泉町総合計画基本構想等との整合性を図り、今後5年間の指標となる施策の方向についてまとめました。

本計画は、本町の子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、豊かな心を持った大人に成長することを願い、家庭・地域・学校など町全体が連携・協働して、読書環境の整備を進めていくことを目標としています。

住民の皆様には本計画の趣旨をご理解いただき、本町の未来を担う子どもたちの豊かな心と生きがいを育むため、家庭・地域・学校が連携・協働する読書活動の充実に向けて、共に推進していただけますようお願い申し上げます。

令和3年3月

長泉町教育委員会  
教育長 石井宣明



# 目 次

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| <b>第1章 本計画の趣旨</b>                | <b>1</b>     |
| 1 計画策定の趣旨                        | 1            |
| 2 計画の性格・位置づけ                     | 3            |
| 3 計画期間と対象者                       | 3            |
| <br><b>第2章 国の取組み・県の取組み・町の取組み</b> | <br><b>4</b> |
| 1 国の取組み                          | 4            |
| 2 県の取組み                          | 5            |
| 3 町の取組み                          | 6            |
| <br><b>第3章 子どもと読書をめぐる現状と課題</b>   | <br><b>7</b> |
| 1 わが国と静岡県の子どもの読書に関する現状           | 7            |
| 2 長泉町の子どもの読書の現状                  | 9            |
| 3 アンケート調査からみえる現状                 | 11           |
| 4 努力目標（数値目標）の達成状況                | 19           |
| 5 子どもの発達段階と本の目安                  | 20           |
| 6 長泉町における子どもの読書活動についての課題         | 21           |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第4章 基本的な考え方 ..... | 23 |
|-------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第5章 重点的に取り組むこと ..... | 24 |
|----------------------|----|

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 家庭での取り組み .....  | 24 |
| 2 地域での取り組み .....  | 26 |
| 3 学校での取り組み .....  | 28 |
| 4 図書館での取り組み ..... | 31 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第6章 計画の推進 ..... | 35 |
|-----------------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 資料編 ..... | 36 |
|-----------|----|



## 1 計画策定の趣旨

技術革新やグローバル化の急速な進展などにより、社会情勢が常に変化している現代においては、子どもたちが主体的に変化に向き合い、自らの力でよりよい社会と人生を切り拓いていくことができるための力を育むことが必要とされています。

読書は、子どもの知識を豊かにし、知的活動を高めるだけでなく、豊かな感情や心を育てることに繋がります。

そして、子どもの頃の読書体験はその後の人生における読書習慣を身に付けることとなり、このことが、変化の激しい現代社会を、生き抜いていくために必要な生きる力として、

- ・子どもが自分で何が問題なのかを発見し、考え、判断する力
- ・表現し、解決することができる力
- ・他人を思いやる豊かな人間性を育む力

を身につけることに繋がります。

また、高度情報化の進展により、現代社会では、タブレットやスマートフォンなどを利用し、インターネットから取得できる情報があふれています。

「分からないことは本で調べる」「本を読んで物語を楽しむ」などの行動が、

「分からないことはインターネットで調べる」「物語や動画をインターネットで視聴する」という行動に置き換えらる機会が増加し、このことが、読書・活字離れの大きな理由の一つとなっていると言われています。

しかし、インターネットで得られる情報には、信憑性の不確かなものや悪意を持った虚偽の情報など、さまざまな情報が含まれています。今の時代に、子どもたちからインターネット情報を遮断することは難しいことです。このため、情報の真偽や価値を見分ける力をつけることが、今後子どもたちが社会に出て情報を扱う上で、とても大切なことです。

このような時代だからこそ、読書に親しむことで、自分で考える力や、判断する力を高めることが重要となります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律※<sup>1</sup>」は、その基本理念において、“子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである”と位置づけ、子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう環境の整備が推進されることを求めています。

子どもたちがその発達段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を身に付けながら、健やかに成長していくためには、質の高い良書に親しむ機会を増やし、読書の楽しさを伝えていくことが重要です。

長泉町では、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした「長泉町子ども読書活動推進計画（第3次計画）」を策定し、本町の教育大綱の目標である「夢や目標の実現に向けて『志を抱く人』づくり」の一環として、子どもの発達段階に応じて、家庭・地域・学校が一体となつて、本町の次代を担う子どもが自らの読書する力を確かなものとするよう、子どもの読書活動を推進してきました。

令和3年3月末に「長泉町子ども読書活動推進計画（第3次計画）」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や、これまでの計画の進行状況や他の計画等も踏まえて、本計画を策定するものです。

#### ※ 1 【参考】 子どもの読書活動の推進に関する法律

「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする」法律です。

平成13年12月12日（法律第154号）に公布され、同日施行されました。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## 2 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項<sup>※2</sup>に基づく計画です。
- (2) この計画は、長泉町第5次総合計画における〈目指すまちの姿〉である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち」の実現に向け、教育学習分野の基本目標である「全ての人の成長と活躍を育むながいずみ」を進める計画です。
- (3) この計画は、静岡県子ども読書活動推進計画－第三次計画－、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」の内容を基にしつつ、これまでの長泉町子ども読書活動推進計画（第1次～第3次計画）の進捗状況等を踏まえたものです。

## 3 計画期間と対象者

この計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間の計画です。ただし、社会情勢の急激な変化や取組みの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。この計画は、他の計画との整合を取り、目標の達成に向けて効果的な施策や事業の実施や評価を行います。

この計画の対象者はおおむね18歳未満です。

### ※2【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

## 第2章

# 国の取組み・県の取組み・町の取組み



### 1 国の取組み

平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行  
平成14年 8月 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）を策定  
平成20年 3月 第二次基本計画を策定  
平成25年 5月 第三次基本計画を策定  
平成30年 4月 第四次基本計画を策定

国は、第三次基本計画の主な成果として、児童用図書貸出冊数の増加や、全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加を挙げています。また、主な課題としては、小中高生の不読率※改善が目標に達していないことを挙げています。

不読率は、小学生で6.8%、中学生で12.5%に対して高校生は55.3%もいます。  
高校生が本を読まないのは、  
（パターン1） 中学生までに読書習慣が身に付かなかった場合と、  
（パターン2） 高校生になって読書への興味が低くなってしまった場合の  
2パターンがあるとしています。

このため、第四次基本計画では、

- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組みを推進
- ② 読書への関心を高める取組みを充実
- ③ 情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析  
を基本の方針としています。

※不読率……一カ月に一冊も本を読まない子どもの割合

## 2 県の取組み

平成16年1月 「静岡県子ども読書活動推進計画」(第一次計画)を策定  
平成23年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次計画－」を策定  
平成30年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画－第三次計画－」を策定

静岡県は、第二次計画までの主な成果として、県内全市町によるブックスタート事業の実施や、児童用図書貸出冊数の増加、静岡県子ども読書アドバイザー※の養成、小中学校における全校で取り組む読書活動実施率の向上などを挙げています。

また、主な課題としては、特に中高生の読書量の少なさが顕著であるが、全ての子どもたちが読解力を向上させ、探求心を育成し、人間形成や情操を養うためには読書活動が有効であるとし、「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策に取り組む必要があるとしています。

このため、静岡県の第三次計画においては、就学前における子どもと中高生における読書活動を中心に見直しが行われ、さらに学習指導要領の改訂に伴い、児童・生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向け、図書館等の計画的な利用や機能の活用について盛り込まれています。

### 静岡県の重点施策

#### 家庭における子どもの読書活動の推進

- 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布・活用
- 親子読書の理解の促進

#### 地域における子どもの読書活動の推進

- 児童図書の充実と活用
- 図書館職員研修の充実
- 子ども読書アドバイザーの養成・育成・活用の場の拡充

#### 学校等における子どもの読書活動の推進

- 幼稚園や保育所・認定こども園等の絵本コーナーの整備・充実
- 幼稚園等における読み聞かせの充実
- 保護者会での読書啓発活動の促進
- 学校内の協力体制の確立
- 読書活動の充実
- 学校図書館を活用した学習活動の充実
- 学校図書館活性化のための人的配置

#### 計画の推進・支援体制の整備等

- 推進・支援体制の整備

※静岡県子ども読書アドバイザー……静岡県が、学校や図書館等とボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を担うために養成を行っており、平成29年度までに250人が養成されている。

### 3 町の取組み

本町では国や静岡県の子どもの読書活動への方向性を踏まえ、子どもの自発的な読書活動の推進に向け、さまざまな取組みを進めてきました。

取組みの主体として、図書館・読み聞かせボランティアのネットワークづくりや読書環境の整備・充実を図り、家庭や地域が一体となって子どもの読書習慣を確立することを目的として、平成14年度に「長泉町子どもの読書習慣づくり実行委員会」が設置されており、実行委員会を中心に、読み聞かせボランティアの養成講座や、子ども読書推進講座などを始めとした、様々な事業の企画立案・運営を通して、子どもの読書活動の推進を進めています。

また、地域での取組みとしては、町内の幼稚園・保育園・認定こども園などで活動する読み聞かせボランティアや、町内各小中学校などで活動する読み聞かせボランティアが、それぞれの活動場所において、子どもたちへの読み聞かせ活動を実施しています。

なお、平成22年の「米山文庫こども図書館」及び「納米里文庫」の開設をきっかけに、平成22年度より地域文庫への補助を開始し、平成23年度に「本宿文庫」、平成26年度に「なかとがり文庫」、平成28年度に「西区地域文庫」が開設され、同年には納米里文庫が「絵本カフェなめり」として活動形態を変えて開設し、現在5か所の地域文庫が活動を続けています。

学校においては、子どもの読書の時間を確保するため、教育活動全体を通じた読書指導により、子どもの自主的な読書習慣形成を進めています。

また、小・中学校の学校図書館の充実や学校図書館を計画的に利用した読書指導の工夫など、各学校における読書活動を強化しています。

学校図書館の機能を十分に発揮していくため、中心となる司書教諭と学校図書館補助司書の連携の強化を進めています。

図書館においては、児童書の購入、児童室の整備など、子どもの読書環境の整備に力を入れ、また令和元年度には、図書館システムのバージョンアップにより、インターネットによる読書履歴の管理や、読書手帳の発行ができるようになるなど、これまでの読書補助機能を強化しました。

また、平成25年度には検索端末の増設、平成26年度にはタブレット端末の導入、平成29年度には児童室じゅうたんの取り替え、令和2年度には図書消毒機の導入など、ハード面においても利用者の利便性の向上に努めています。

なお、社会教育関係施設や関係団体に対して、定期的に図書資料の団体貸出を行い、図書の配本、回収サービスを計画的に行っています。

## 第3章

# 子どもと読書をめぐる現状と課題



## 1 わが国と静岡県の子どもの読書に関する現状

わが国の子どもの読書の現状について、2019年6月に実施した「第65回学校読書調査※3」の調査結果をみると、1か月の平均読書数は小学生が11.3冊、中学生が4.7冊、高校生が1.4冊となっています。

過去に遡って比較すると、2000年前後まではほぼ横ばいで推移し、以降は増加の傾向にあります。特に小学生においては、2000年には6冊程度であったものが倍近くに増加しており、中学生においても2000年の約2冊から2倍以上に増加しています。

なお、高校生はほぼ横ばいで推移しており、2010年の1.9冊が最高値として、緩やかに減少しています。

また、不読率については、小学生が6.8%、中学生が12.5%、高校生は55.3%となっています。

過去からの推移を見ると、2000年前後には、中学生40%台、小学生10%台で推移していたものが、特に中学生で大幅に改善されています。

なお、高校生はほぼ横ばいで推移しています。

静岡県における1か月の平均読書数については、小学生、中学生、高校生ともに平成23年度から平成28年度まで、ほぼ横ばいで推移しています。

国、静岡県ともに、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて読書量が減少しています。

また、スマートフォンやタブレットの普及、子どもたちの生活におけるメディアの位置づけやコミュニケーションのあり方も大きく変わってきており、スマートフォンなどの情報端末の普及におされ、子どもが本、雑誌、新聞等の従来の活字メディアに触れる機会が減少しています。

第65回学校読書調査では、スマートフォンやタブレット端末を使用しているかとの設問に対し、「使用している」と答えたのは、小学生79.8%、中学生89.3%、高校生98.6%となりました。

スマートフォンは誰のものを使用しているかの設問に対しては、「小学生」は自分35.2%、家族43.3%、「中学生」は自分70.0%、家族19.0%、「高校生」は自分97.8%、家族0.8%でした。

調査では、「小・中・高校生にこれだけ浸透しているスマートフォンを今更制限することはできないが、（これらの児童生徒が）自由時間の大半をスマートフォンで接する情報の中に、生き方を指し示すような良質なコンテンツが増えることを望む」としています。

インターネットを活用した情報の入手方法の注意点を認識させることが、ますます重要となります。

### ※ 3 【参考】 学校読書調査

1954年、学校図書館法が施行されたのを機に子どもたちがどんなものを読んでいるかの実態を把握するために始まり、全国の小学校4年生以上、中学校、高校合わせて9学年の男女を対象にして、1か月間に読んだ本の冊数やその書名等を毎年の基本調査とし、その他に特別テーマを設定し、子どもをめぐる「読書環境」など、読書に関する世論調査を、全国学校図書館協議会と毎日新聞社の共同で行っています。

### 【子どもの読書に関する現状（国・静岡県）】

|            |     | 国     |       | 静岡県   |       | 長泉町   |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |     | 平成27年 | 令和元年  | 平成24年 | 平成28年 | 令和元年  |
| 1か月の平均読書冊数 | 小学生 | 11.2冊 | 11.3冊 | 6.6冊  | 6.4冊  | 10.6冊 |
|            | 中学生 | 4.0冊  | 4.7冊  | 3.2冊  | 2.9冊  | 4.4冊  |
|            | 高校生 | 1.5冊  | 1.4冊  | 1.9冊  | 1.9冊  | —     |
| 不読者の割合     | 小学生 | 4.8%  | 6.8%  | —     | 14.8% | 1.1%  |
|            | 中学生 | 13.4% | 12.5% | —     | 27.6% | 8.9%  |
|            | 高校生 | 51.9% | 55.3% | —     | 38.7% | —     |

※国のデータは2019年学校読書調査の結果を転記

※静岡県のデータは「静岡県子ども読書推進計画－第三次計画－」より転記

※長泉町のデータは2019年長泉町子ども読書アンケート調査から算出

## 2 長泉町の子どもの読書の現状

本町には、コミュニティながいずみ内に長泉町民図書館が整備されており、児童閲覧室、レファレンス室を備えています。

児童書の貸出者数は、開館以来、年々増加してきましたが、平成27年度をピークに、緩やかな減少傾向に移行しています。

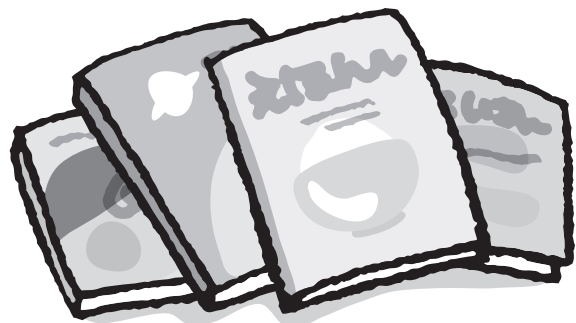
児童書の蔵書数についても、同様に年々増加してきましたが、書架スペース不足の問題等もあり、平成27年度以降は横ばいで推移しています。

図書館の利用については、一般書、児童書とも貸出点数は増加傾向にありますが、児童の新規登録者は平成23年度をピークに、減少傾向にあります。

図書館の利用にあたっては、学習、調査、質問や読書相談に応じるレファレンスサービス、予約・リクエストの受付、広域利用、相互貸借の活用など、利便性を図ってきました。

また、子どもの読書習慣づくり実行委員会とともに、毎年11月に開催する読書フェアや子ども読書推進講座を開催し、また保存期間が過ぎた雑誌類を無償提供するリサイクルフェア、読書感想文コンクールなどの各種事業を通して、子どもの読書習慣の形成を推進しています。

乳幼児期においては、子育て支援センター（3か所）における読み聞かせなど、親子で本に親しむ機会を創出したり、幼稚園・保育園・認定こども園等における読み聞かせなど、ボランティアの支援も取り入れた子どもと本の出会い・ふれあいが積極的に行われています。また、児童会（放課後児童クラブ）においても、ボランティアの支援も含め読み聞かせを行っています。



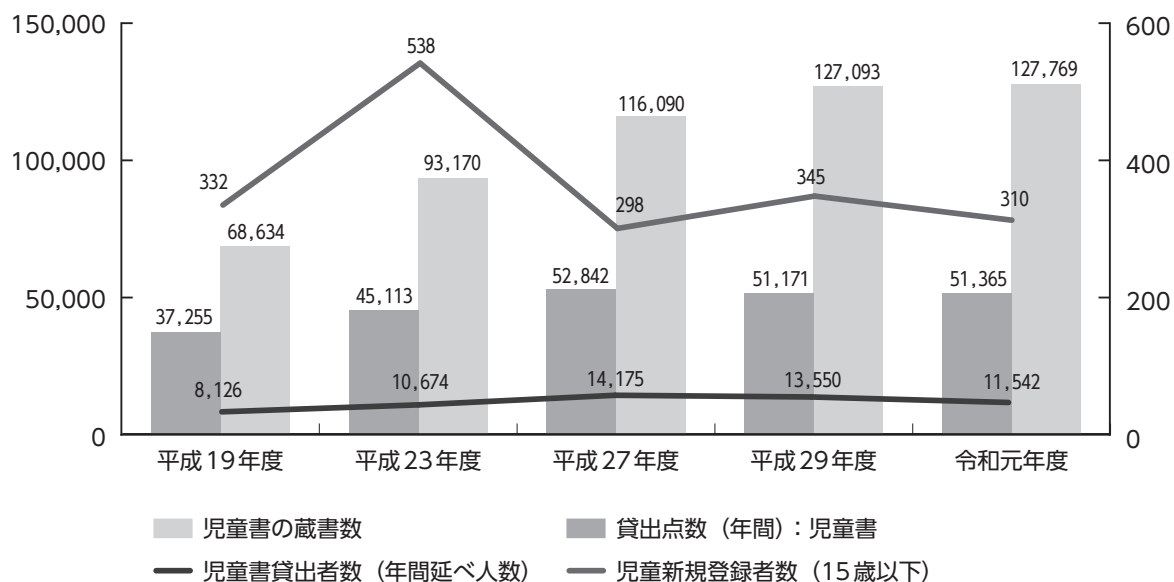
# 【本町の児童書貸出等の推移】

|                 | H 19年度  | H 23年度  | H 27年度   | H 29年度   | R 1 年度   |
|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 児童書の蔵書数         | 37,255冊 | 45,113冊 | 52,842冊  | 51,171冊  | 51,365冊  |
| 貸出点数（年間）：児童書    | 68,634冊 | 93,170冊 | 116,090冊 | 127,093冊 | 127,769冊 |
| 貸出点数（年間）：一般書    | 65,777冊 | 88,875冊 | 107,659冊 | 101,266冊 | 116,456冊 |
| 児童書貸出者数（年間延べ人数） | 8,126人  | 10,674人 | 14,175人  | 13,550人  | 11,542人  |
| 児童新規登録者数（15歳以下） | 332人    | 538人    | 298人     | 345人     | 310人     |
| 児童人口当たり児童新規登録者数 | 4.97 %  | 7.52 %  | 4.01 %   | 4.64 %   | 4.17 %   |
| 児童登録者数（累計）      | 1,993人  | 2,069人  | 2,936人   | 2,856人   | 2,530人   |
| 児童書団体貸出点数       | 3,180冊  | 12,879冊 | 13,407冊  | 12,937冊  | 8,308冊   |

※資料 主要な施策の成果と予算の執行状況報告（長泉町）

ながいずみ行政資料集・国勢調査

※児童人口（15歳以下）は、H19年度はH17年国勢調査（6,684名）、H23年度はH22年国勢調査（7,155名）、H27年度以降はH27年国勢調査（7,435名）を使用しています。



### 3 アンケート調査からみえる現状

計画の策定にあたり、アンケート調査を実施し、子どもの読書活動についての現状や意識を把握しました。

#### 実施結果

| 対 象 者                          | 配布数    | 有効回答数 | 有効回答率  |
|--------------------------------|--------|-------|--------|
| 本町在住の小学5年生・中学2年生<br>(令和元年9月調査) | 314通   | 314通  | 100.0% |
| 本町在住の一般町民<br>(令和元年10～11月調査)    | 1,000通 | 450通※ | 45.0%  |

※一般町民へのアンケート調査については、生涯学習推進計画及び男女共同参画プランのアンケート調査と合同で実施しており、有効回答数のうち高校生までの子どもがいる方からの回答数は185人でした。

#### 性別・年齢別回収数（※一般町民調査）

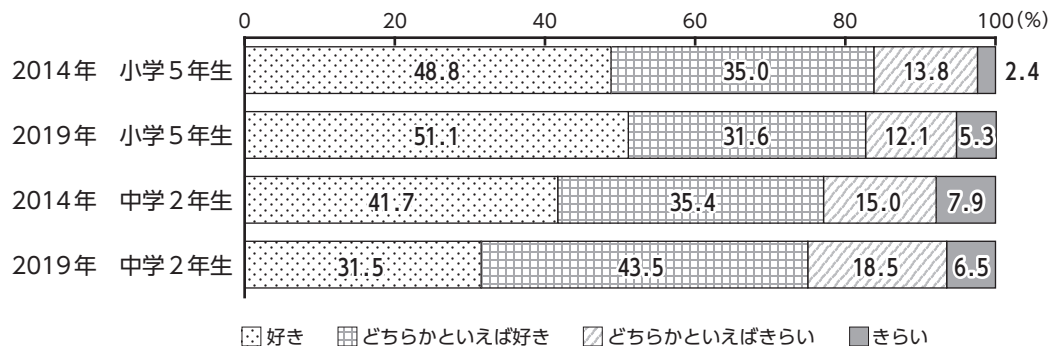
| 性別回収数  | 男性：193人    | 女性：254人   | 無回答：3人  |
|--------|------------|-----------|---------|
| 年齢別回収数 | 18～29歳：44人 | 50歳代：73人  | 無回答：31人 |
|        | 30歳代：74人   | 60歳代：73人  |         |
|        | 40歳代：96人   | 70歳以上：59人 |         |

#### 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0％を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

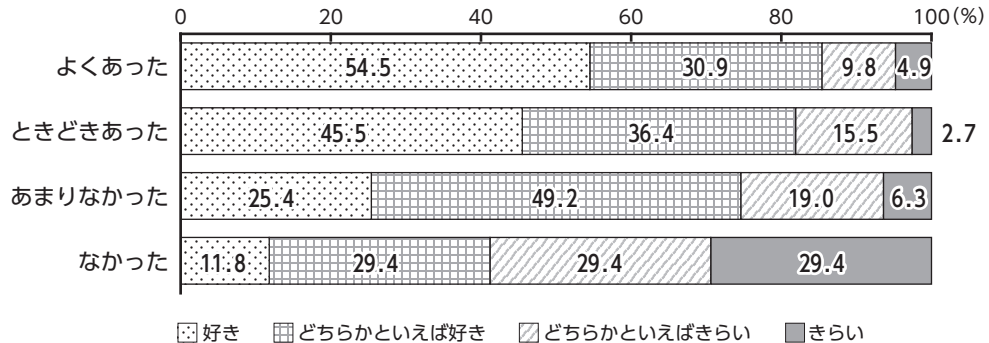
## (1) 子ども（小学生・中学生）の読書活動について

### ① 読書の好き・きらいについて

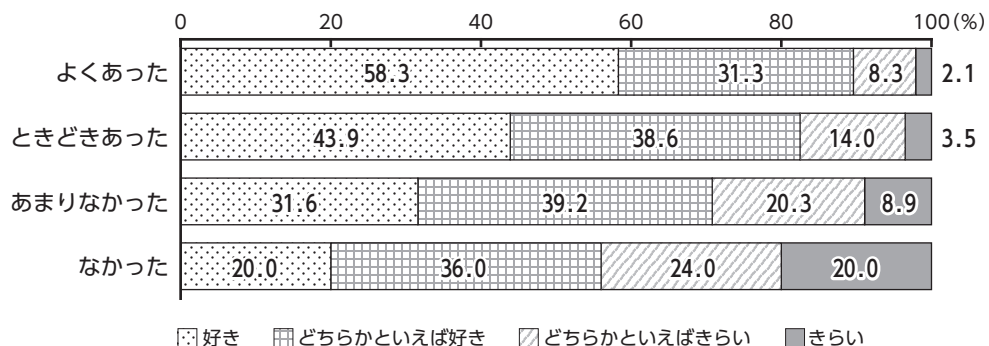


本を読むことが好きな子どもが小学5年生で8割強、中学2年生で7割強となりました。5年前の調査と比べても傾向は変わらず、中学生で好きと答えた数がやや減少しました。幼少期の読み聞かせ等の経験や、本と触れ合う機会が多かった人ほど、読書が好きな傾向があります。

### 【幼少期の家庭での読み聞かせ等の経験の有無別】



### 【幼少期の図書館、書店等へ連れていってもらった経験の有無別】



## ② 好きな理由と嫌いな理由

### <好きな理由>

単位：％

| 区 分  |       | 回答数 | 物語が<br>おもしろいから | いろいろなことを<br>知ることができるから | 考えることが<br>たのしいから | 友達や家族との<br>話がはずむから | 絵本や本のさし<br>絵や写真が<br>みたくて | その他  | 無回答 |
|------|-------|-----|----------------|------------------------|------------------|--------------------|--------------------------|------|-----|
| H 27 | 小学5年生 | 170 | 81.2           | 50.0                   | 39.4             | 16.5               | 21.2                     | 8.8  | 3.5 |
| R 1  |       | 159 | 81.1           | 57.9                   | 39.6             | 17.0               | 25.2                     | 15.1 | 0.0 |
| H 27 | 中学2年生 | 98  | 91.8           | 37.8                   | 37.8             | 11.2               | 15.3                     | 4.1  | 1.0 |
| R 1  |       | 93  | 87.1           | 38.7                   | 40.9             | 14.0               | 18.3                     | 4.3  | 0.0 |

本が好きな理由については、小学生、中学生ともに「物語が面白いから」が高くなっています。5年前の調査と比べても傾向に変化はありません。

### <嫌いな理由>

単位：％

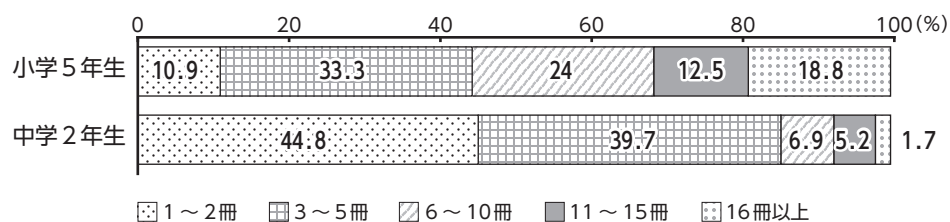
| 区 分  |       | 回答数 | マンガや<br>ざっしの<br>ほうが<br>おもしろいから | 読みたい<br>と思う本<br>がないから | ゲームを<br>したり、<br>テレビ、<br>パソコン、<br>スマホが<br>見たいから | 友だちと<br>遊びたいから | 時間が<br>ないから | 読むのに<br>時間がかかるから | 漢字が<br>難しいから | その他  | 無回答 |
|------|-------|-----|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------|----------------|-------------|------------------|--------------|------|-----|
| H 27 | 小学5年生 | 32  | 46.9                           | 40.6                  | 37.5                                           | 43.8           | 15.6        | 40.6             | 21.9         | 6.3  | 3.1 |
| R 1  |       | 42  | 71.4                           | 31.0                  | 50.0                                           | 40.5           | 14.3        | 38.1             | 19.0         | 14.3 | 0.0 |
| H 27 | 中学2年生 | 29  | 55.2                           | 31.0                  | 24.1                                           | 17.2           | 17.2        | 34.5             | 10.3         | 6.9  | 3.4 |
| R 1  |       | 58  | 39.7                           | 24.1                  | 53.4                                           | 19.0           | 20.7        | 29.3             | 5.2          | 6.9  | 0.0 |

本が嫌いな理由については、小学生では「マンガやざっしのほうがおもしろいから」が、中学生では「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合が高くなっています。

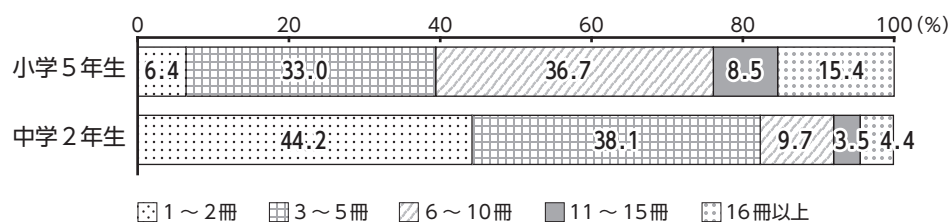
5年前の調査と比べると、「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合が増加しており、小学生では1.3倍、中学生では2倍以上になっています。

### ③ 1か月の読書量

2014年



2019年



1か月の読書量は、小学5年生で6冊以上読む人が半数を超えていますが、中学2年生では、2割弱とやや落ち込んでいます。

5年前と比較すると、小学生、中学生ともにやや改善が見られます。

小学生では、多読の割合が減少傾向にあります。

#### ④ 不読率

1 か月に本を読まない人の割合

単位：％

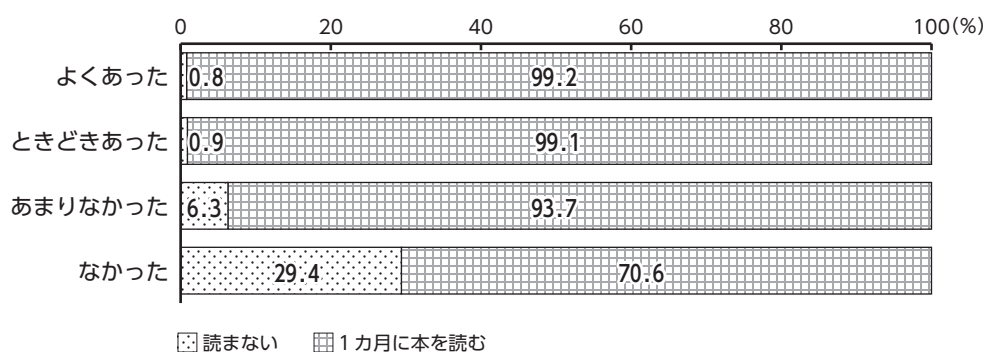
| 区 分  |       | 本を読まない | 読 む  | 無回答 |
|------|-------|--------|------|-----|
| H 27 | 小学5年生 | 3.0    | 94.6 | 2.5 |
| R 1  |       | 1.1    | 98.9 | 0.0 |
| H 27 | 中学2年生 | 7.9    | 91.3 | 0.8 |
| R 1  |       | 8.9    | 91.1 | 0.0 |

1 か月に本を読まない人は、小学5年生で1.1％、中学2年生で8.9％となりました。

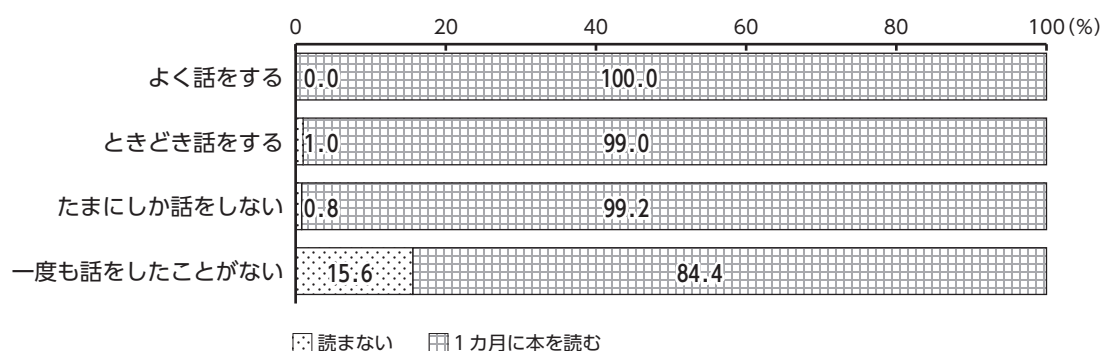
5年前の調査と比べると、小学生では減少し、中学生では増加しました。

幼少期の読み聞かせ等の経験や、家族との読書についての会話が少なかった人に、本を読まない傾向が顕著になっています。

#### 【幼少期の家庭での読み聞かせ等の経験の有無別】



#### 【家族と読書についての会話の有無別】



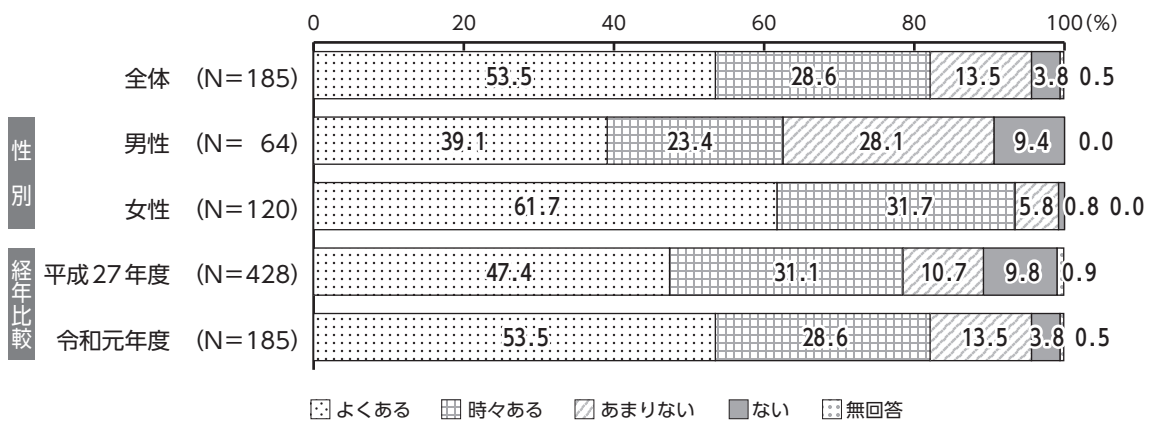
## (2) 一般市民の読書活動について

### ① 《親の読み聞かせの経験の有無》

全体では、「よくある」が53.5%と最も多く、次いで「時々ある」が28.6%、「あまりない」が13.5%などとなっています。

性別にみると、「よくある」が“男性”で39.1%、“女性”で61.7%と、女性で多くなっています。

前回調査と比較すると、「よくある」の割合が前回より6.1%高くなっています。

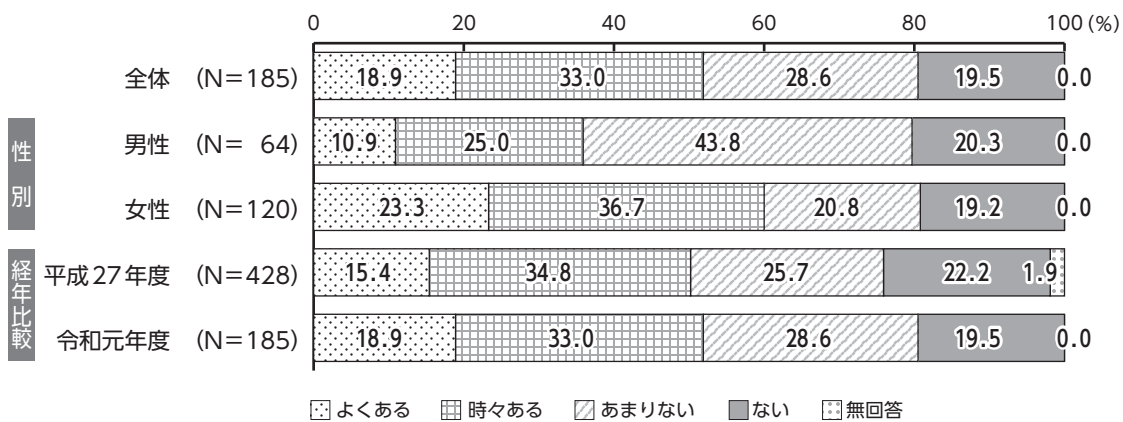


### ② 《本を話題にして子どもと話したり家族で同じ時間に読書をしたりすることの有無》

全体では、「時々ある」が33.0%と最も多く、次いで「あまりない」が28.6%、「ない」が19.5%などとなっています。

性別にみると、「よくある」と「時々ある」を合わせた『ある』が“男性”で35.9%、“女性”で60.0%と、“女性”で多くなっています。

前回調査と比較すると、『ある』の割合が前回より1.7%高くなっています。

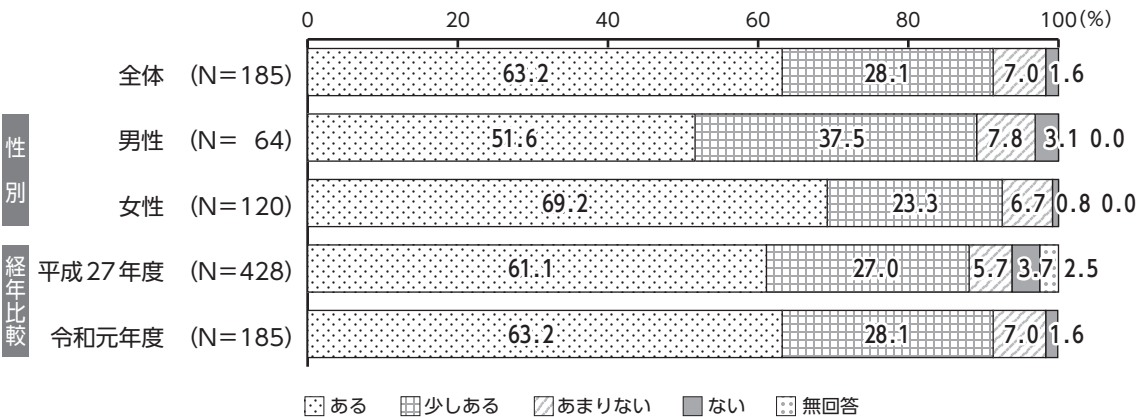


③ 《子どもの読書活動に対する関心》

全体では、「ある」が63.2%と最も多く、次いで「少しある」が28.1%、「あまりない」が7.0%などとなっています。

性別にみると、「ある」が“男性”で51.6%、“女性”で69.2%と、“女性”で多くなっています。

前回調査と比較すると、「ある」の割合が前回より2.1%高くなっています。



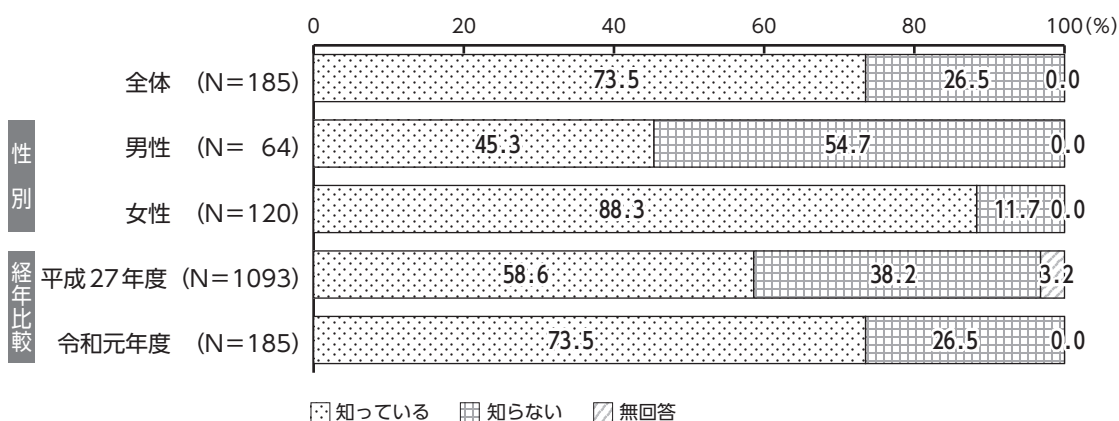
#### ④ 《地域で行われている子どもの読書活動の認知》

全体では、「知っている」が73.5%、「知らない」が26.5%となっています。

性別にみると、「知っている」が“男性”で45.3%、“女性”で88.3%と、“女性”で多くなっています。

前回調査と比較すると、「知っている」の割合が前回より14.9%高くなっています。

※注 前回調査の母数は回答者全員、今回調査の母数は高校生以下の子どもがいる方のため、正確な比較はできない。



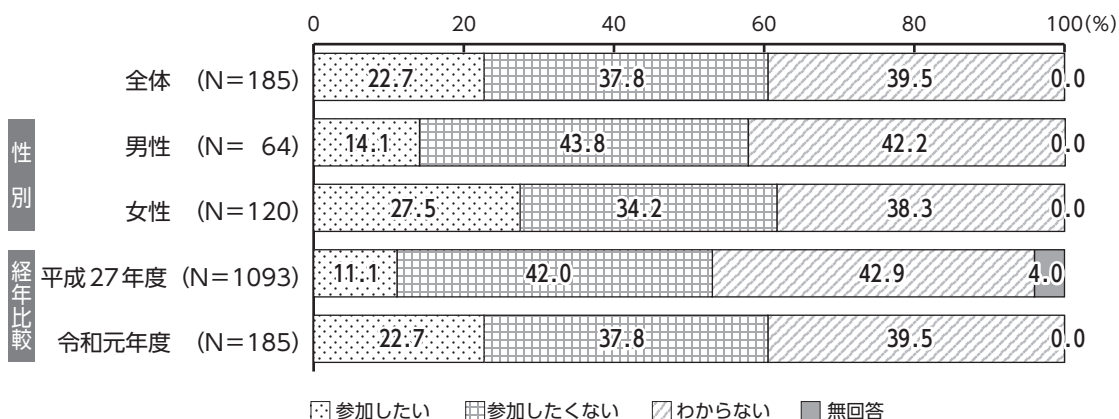
#### ⑤ 《地域で行われている子どもの読書活動の参加意向》

地域で行われている子どもの読書活動の参加意向は、「わからない」が39.5%と最も多く、次いで「参加したくない」が37.8%、「参加したい」が22.7%となっています。

性別にみると、「参加したい」が“男性”で14.1%、“女性”で27.5%と、“女性”で多くなっています。

前回調査と比較すると、「参加したい」の割合が前回より11.6%高くなっています。

※注 前回調査の母数は回答者全員、今回調査の母数は高校生以下の子どもがいる方のため、正確な比較はできない。



## 4 努力目標（数値目標）の達成状況

子どもの読書活動施策を総合的に推進する指針として、具体的な数値目標を掲げ、さまざまな事業を実施してきました。

| 目標項目                                    | 2014年<br>(策定時)        | 2019年<br>(現況)         | 2020年<br>(目標値)        |
|-----------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 長泉町民図書館の児童図書の蔵書冊数<br>(12歳以下の子ども1人あたり)   | 8.4冊                  | 8.5冊                  | 9冊以上                  |
| 長泉町民図書館の児童図書の年間貸出<br>冊数(12歳以下の子ども1人あたり) | 18.6冊                 | 21.1冊                 | 20冊以上                 |
| 読書ボランティア数                               | 132人                  | 165人                  | 150人以上                |
| 1か月の目標読書冊数                              | 小学生 10.6冊<br>中学生 3.7冊 | 小学生 10.6冊<br>中学生 4.4冊 | 小学生 11冊以上<br>中学生 4冊以上 |
| 図書標準※を達成している学校の割合                       | 100 %<br>(5校中5校)      | 100 %<br>(5校中5校)      | 100 %                 |
| 読書週間等に読書啓発に取り組んだ<br>学校、公立図書館の割合         | 100 %                 | 100 %                 | 100 %                 |

目標指標から検証すると、12歳以下の子ども1人あたりの長泉町民図書館の児童図書の蔵書冊数は、増加していますが目標値には届きませんでした。

長泉町民図書館の児童図書の年間貸出冊数については、目標を達成しています。

読書ボランティア数については、目標を達成しています。

1か月の目標読書冊数については、中学生では改善し、目標を上回っていますが、小学生では横ばいで推移し、目標には届きませんでした。

図書標準を達成している学校の割合、読書週間等に読書啓発に取り組んだ学校、公立図書館の割合については目標を達成しています。

※図書標準（学校図書館図書標準）……公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めた基準。基本冊数に学級数による追加冊数が加わり、達成率％で表される。

## 5 子どもの発達段階と本の目安

読書の楽しさを味わい、表現力や創造力を高めるなど、読書の効果を高めるために、各年代を通して読み聞かせを行うとともに、子どもの発達段階に合った読書活動を展開することが大切です。しかし、読書に対する興味や能力は個人差がたいへん大きいため、一人ひとりの子どもに合わせた読書活動を進める必要があります。『新学校図書館通論』（図書館教育研究会）を参考に、発達段階における本の目安を整理しました。

### <乳幼児期>

文字を読むことができない時期には、子どもの興味に合った絵本を与えることや、心を通い合わせるための手段として保護者の読み聞かせが大切です。また、絵本だけでなく子守唄やわらべ歌も子どもの心の発達には重要です。

### <概ね5歳～7歳>

絵本を中心にしながらも読むことに興味を持ち始める時期です。物語絵本や、やさしい児童文学などを興味に合わせて選択することが大切です。

### <概ね8歳～10歳>

読み・書き・聞き・話すというコミュニケーション能力が高まっていく時期です。探検記、推理小説、冒険小説、SFなど、読む本の種類が急激に多様化してきます。子どもの興味に関連する事典、地図や視聴覚教材等を活用することも大切です。

### <概ね11歳～14歳>

読書の興味は授業での学習を広げることに加え、個人的な興味への傾斜が大きくなり、ベストセラー、名作や趣味の本への興味も増加しますが、本の種類の変化が少なくなります。興味のある分野の専門書、新聞、雑誌やコンピュータの活用等も重要です。

### <概ね15歳～18歳>

自分自身の情報ニーズに気付くようになり、タレントが書いた本や映画の原作など、他のメディアからの情報に触発されて興味を示すようになります。ファッションや情報系の雑誌への興味もますます高くなりますが、読書そのものへの興味の有無は個人により大きく異なってきます。

## 6 長泉町における子どもの読書活動についての課題

### (1) 家庭での取り組み

生活の基盤となる家庭において、子どもたちが本に親しむ環境づくりを行うことは非常に大切です。

読書が好きな親を増やしてくとともに、試行錯誤しながらわが子へアプローチしている親の助けとなるような取り組みを継続的に実施することが必要です。

本を読まない親に対しても読み聞かせの重要性を周知し、子どもに本を読んであげることが、親子にとってとても大切な時間であるということを伝えていく必要があります。

アンケート結果によると、幼少期の読み聞かせ等の経験や、本と触れ合う機会が多かった人ほど、読書が好きな傾向がありました。

家族で好きな本について話すというような子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが日常的にできるよう支援していくことが重要です。

子どもが本が嫌いな理由については、「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合が高くなっており、5年前の調査と比べると、小学生では1.3倍、中学生では2倍以上になっていることから、スマートフォンの普及に子どもたちが大きく影響されていることが推測できます。

国の第4次基本計画における基本的方針においても、スマートフォンの普及などによるコミュニケーションの多様化等が子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があるとし、国において読書環境の変化に関する実態把握と分析を行うとしています。

子どもの読書活動を進める上で、スマートフォンの普及が、子どもたちの読書環境にどのように影響を及ぼすのか、今後ますます重要な課題となっていくと思われます。

### (2) 地域での取り組み

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところでいろいろな本に出会える環境を作ることが重要です。

幼稚園・保育園・認定こども園等では、図書コーナーを設置し、絵本の貸出を行っています。今後も保護者に向けて発達段階や興味・関心に応じた資料を用意するとともに、子どもには絵本コーナーなど、本に触れる機会の充実が求められます。

また、子どもの読書活動の充実や子どもの居場所づくりのため地域文庫を運営する団体への支援が引き続き必要となります。

また、地域において、読み聞かせの機会を一層増やしていくためには、地域で活躍する読み聞かせボランティアが、より充実することが必要であり、ボランティアの育成のための取り組みが必要となります。子どもが読書に親しむ契機となっているこれらの活動が、一層推進される

ような取り組みが必要です。

さらに、子育て支援センターや地域の公民館等で読み聞かせの実施やイベントの開催など、より多くの子どもが本に触れる機会が増えるよう、積極的に周知をしたり、読書活動をサポートする人材を確保・育成するなど、地域が一体となって読書活動を支援していくことが必要です。

### (3) 学校での取り組み

学校は、日々子どもたちが通い多くの時間を過ごす場所であり、子どもたちの読書への関心や読書意欲を高めるための働きかけを行うには絶好の環境にあります。

学校教育法においては、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が教育目標の一つとして規定されています。学校は生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。小・中学校においては、「読書の時間」はほとんどの学校で継続して実施されていますが、読書習慣の一層の定着化のために、限られた時間内でより有効的な実施方法の検討や読書指導の充実等が求められます。

学校では、直接的に読書活動を実施するほか、調べ学習の推進を通して読書活動を授業にも積極的に取り入れています。今後も子どもの生きる力を育成するために、司書教諭と学校図書館補助司書が中心となり、子どもが自ら読書に親しめる環境整備や適切な指導を進めることが大切です。

### (4) 図書館での取り組み

図書館は、子どもが学校外で読書を楽しむことのできる大切な場所として、地域の子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。子どもの発達段階に応じた魅力的な資料を収集するとともに、各種行事や啓発活動を通じて、今まで図書館を利用していなかった子どもにも読書の楽しさを伝えることが必要です。

このために、図書館のICT化の推進やSNSの活用など、様々な取り組みを通じ、図書館の活動をお知らせしたり、図書館の利便性を向上させていくことが必要です。

また、アンケート結果によると、幼少期に図書館や書店等で本と触れ合う機会が多かった人ほど、読書が好きな傾向があります。

子ども読書活動の重要性を周知し、子どもと親と一緒に本を読むことを呼びかけていくことが必要です。

さらに、読み聞かせや読書に関する行事の開催、ボランティアの活動支援や育成、学校図書館へのサポートなど、子どもの読書活動を進める取り組みの拠点としての役割も継続的に担っていくことが必要です。

読み聞かせ等の読書活動を支えるボランティアの育成と活動への支援が引き続き必要です。



本町では、次代を担う子どもの読書活動を推進するため、今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえ、『本、大好き！ながいずみの子』を目標とし、これを実現するための3つの基本方針を設定します。

## 【目標】

### 本、大好き！ながいずみの子 ～読書で広がる子どもの夢～

#### 基本方針1. 読書の楽しさにふれる ●●●●●●●●

子どもがいつでもどこでも、自ら読書の楽しさに気付くきっかけづくりと、喜んで読書に親しむ雰囲気づくりが大切です。

子どもが自由に、自主的に読書に関心を向けることができるよう、読書に触れ、読書を感じ、読書の楽しさが伝わるさまざまな機会の提供と、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。

#### 基本方針2. 読書の大切さを知る ●●●●●●●●

大人の読書に対する理解や関心は、自然と子どもにも伝わります。読書は子どもの健やかな成長を促す、ということを大人自ら気付くことが大切です。

子どもの成長段階に応じて、読書の楽しさ、大切さに子ども自身が気付くような情報を提供するとともに、子どもの読書活動の意義、重要性について広報・啓発に努め、子どもを取り巻く社会全体の理解促進を図ります。

#### 基本方針3. 子どもの読書をみんなで支える ●●●●●●●●

子どもの読書を住民全体で見守っていくために、すべての大人がともに手を携え、子どもの読書を支えていくことが大切です。

子どもの読書活動に関わる図書館をはじめとする行政、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会等の関係機関・団体等が緊密に連携し、相互に協力し合う取組みを進めるとともに、情報交換、交流を通して社会全体が読書活動を推進する体制づくりに取り組めます。

## 第5章

# 重点的に取り組むこと



子どもが進んで読書活動を行うための環境づくりは、子どもと関わるすべての大人たちが連携のもと進めることが不可欠です。そのためには、家庭、地域、学校それぞれにおける取組みや、相互の連携・協力の取組み、また、それらを支える仕組みづくりの中で進めることが必要です。本計画を推進するために、次の4つの領域での重点的な取組みを掲げます。

## 1 家庭での取組み

各家庭において、読み聞かせなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、保護者によって日常的になされていくよう、家庭で読書に親しむことの重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、保護者が気軽に本と関わることのできる環境を整備します。

乳児が絵本に親しむきっかけづくりとして、ブックファーストを実施し、関連する機関やボランティアと連携して家庭における読み聞かせをはじめとする読書活動の推進や啓発を行います。

### (1) 保護者が集まる機会での啓発

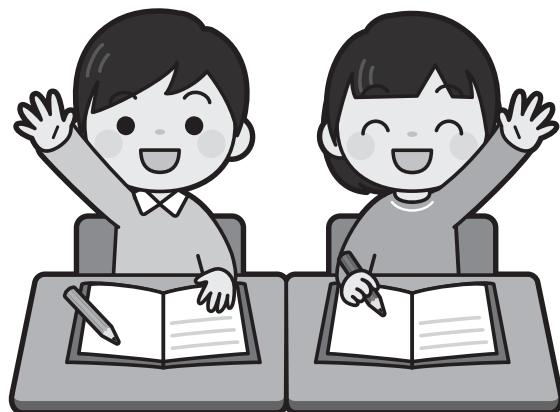
親子が集まるイベントを通じて、読書や読み聞かせ・語りの重要性や楽しさについての理解を促進し、地域のボランティア等と連携し、家庭で「読書の時間」が設けられるよう啓発を図ります。

| 取 組 み           | 内 容                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 読書フェア           | 町内の読み聞かせ団体などによる合同「おはなし会」などにより、子どもの読書への興味付け、読書推進を図ります。                                       |
| 読み聞かせボランティア養成講座 | 読み聞かせボランティアの育成・充実のため、また、子どもが読み聞かせを受ける機会の拡大を図るために、読み聞かせボランティア養成講座を実施します。                     |
| 子ども読書推進講座       | 子どもが読書への興味・関心を深めることができるように、絵本作家などによる講座を開催します。                                               |
| ブックファースト        | 毎月7か月児育児教室において、赤ちゃん向け絵本を贈呈し、子どもと保護者が絵本に親しみながら楽しい時間を過ごすことで、子どもとの愛着形成を深める一助とするブックファーストを実施します。 |
| おはなし会           | 町内の読み聞かせ団体などによる「おはなし会」の定期開催により、子どもの読書への興味付けを促します。                                           |

## (2) 読書ガイドブック（ブックリスト）等の作成・配布

ブックファーストの実施に合わせて、本を通じての読み聞かせの大切さを啓発し、読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、公共施設等にも配布することによって、子どもに与える本の手がかりや図書館の利用促進を図ります。

| 取 組 み                   | 内 容                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布  | 子どもたちや保護者の本選びの手助けとなるよう、各種テーマの読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、図書館やブックファースト等で配布します。 |
| 読み聞かせ向きブックリストの作成・配布【新規】 | 読み聞かせ団体が選ぶ、読み聞かせ向けの本のリストを子どもの読書習慣づくり実行委員会が作成し、関係機関に配布します。              |
| 静岡県読書ガイドブックの活用          | 関係機関などにおいて、静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」を配布し、発達の段階に応じた質の高い本の読書を推奨します。           |



## 2 地域での取組み

身近な地域で、子どもたちが本に親しむきっかけづくりの場を提供するとともに、地域で行われている活動の活性化のために、読書活動に関わる人々と施設が連携を図れるように、情報提供などの活動支援を行います。

また、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会等の関係機関では、さまざまな読書に関する取組みを通じ、子どもの年齢や発達や興味・関心に応じた読み聞かせを行います。

さらに、各地区における読書活動の拠点となるよう、「地域文庫」活動に対する周知を行い、地域の人材を活用しながら地域における読書推進活動を支援します。

### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター・放課後児童会等における読書活動の充実

| 取 組 み             | 内 容                                                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 読み聞かせ会の充実<br>(重点) | 職員、保護者、読み聞かせボランティア、子ども読書アドバイザー等が連携し、子どもたちが読書の楽しさやリズムを体験できるよう、おはなし会や読み聞かせ会などの充実を図ります。 |
| 保護者向け資料の提供        | 保護者向けに、発達段階や興味・関心に応じた資料を用意します。                                                       |
| 絵本コーナーの充実<br>(重点) | 図書館と連携し、絵本コーナーを充実させ、子どもが本に触れる機会を充実します。また、親子読書のために子どもの本の貸出を推進します。                     |

### (2) 幼稚園教諭・保育士のスキルの向上

| 取 組 み                 | 内 容                                                         |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 幼稚園教諭や保育士の研修への参加      | 幼稚園教諭や保育士の資質向上のために実施する研修等で、子どもの読書活動支援についての意識啓発やスキルの向上を図ります。 |
| 子育て支援センターでの研修会や講習会の開催 | 読書活動に関する職員の資質向上のための研修や講習会を開催し、職員間においても読書活動に関する資質向上に努めます。    |

### (3) 地域における子どもの読書推進活動への支援

#### ① 地域文庫の活動強化

町内では現在5つの地域文庫が活動を行っています。地域文庫は、地域における読書活動が充実・拡大するように活動を行い、利用者数の更なる増に努めます。

| 取 組 み              | 内 容                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 地域文庫活動の啓発          | 地域文庫の活動について、地域文庫と図書館が連携して、様々なイベント等の機会を捉え、地域住民に周知・啓発を進めます。 |
| 地域文庫の利用促進          | 地域文庫は、利用者の意見に耳を傾け、利用者の要望に合った運営を検討し、利用促進に努めます。             |
| 地域文庫連絡会の実施<br>【新規】 | 地域文庫連絡会により、地域文庫同士の連携を強化し、情報交換、情報共有に努めます。                  |

#### ② 「地域文庫」に対する支援及び周知

町では、平成22年度より地域文庫に対する補助金を交付する制度を創設し、現在では、5地区全ての地域文庫の活動に支援しています。

地域文庫は令和元年度には開館日数延べ780日（2,295時間）来館者数7,175人、貸出冊数11,083冊と、多くの方に利用されています。

今後も、地域における読書活動が充実、拡大するよう「地域文庫」に対する支援及び周知を図るとともに、地域住民が利用できる文庫が増加していくよう支援します。

| 取 組 み              | 内 容                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域文庫補助金の交付         | 生涯学習の推進及び児童の読書活動推進のため、地域の住民に対し無償で図書の閲覧、貸出等を実施する地域文庫を運営する団体に対し、運営を支援するために補助金を交付します。 |
| 地域文庫に対する図書館資料貸出の拡充 | 地域の住民に幅広い図書資料が提供できるように、図書館と地域文庫が連携し、地域文庫が利用者の要望に応えることができるように、図書館資料貸出を行います。         |

#### ③ 子ども読書アドバイザーの活動推進

地域の読書ボランティアによる読み聞かせ活動を実施し、地域での子ども読書活動を活性化します。静岡県が実施する「子ども読書アドバイザー」の養成・育成事業により、町内においても県登録の読書アドバイザーが増加しており、読書アドバイザーとして、経験を生かした活動を進めていきます。また、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を果たします。

| 取 組 み             | 内 容                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------|
| だいののおはなし会<br>【新規】 | 町内の静岡県子ども読書アドバイザーが、大人と子どもを対象として第5土曜日のおはなし会を開催します。 |

### 3 学校での取組み

学校では、読書の時間を確保し、教員が読書活動の必要性を共通認識した上で読書指導を行うというように教育活動全体を通じ子どもの自主的な読書習慣形成に関わります。

小・中学校の学校図書館の充実や学校図書館を計画的に利用した読書指導の工夫など、各学校における読書活動の強化を推進します。

学校図書館の機能を十分に発揮していくため、中心となる司書教諭と学校図書館補助司書の一層の連携が図れる体制の整備に努めます。

#### (1) 読書機会の提供

##### ① 読書指導

児童・生徒が成長時期に適した読書経験を積み重ね、読書を通して豊かに生きる力を身に付けられるよう、一人ひとりの読書意欲を高める読書指導を充実させます。

また、各学校の状況に応じて読書活動に取り組むとともに、本を読むことによって思考力や想像力を育み、読む力や書く力、さらに、これらを基礎とする言語に関する能力を高めることができるよう、さまざまな機会を利用した指導を行います。

| 取 組 み                    | 内 容                                                                           |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 一人ひとりの読書意欲を高める読書指導       | 推奨図書を読み終えた児童を称揚する活動や生徒の実態に応じた興味のある本の購入等一人ひとりの読書意欲を高める指導を充実させます。               |
| ブックガイドの作成                | 小学校では、子どもの本選びの参考となるように、それぞれの小学校で工夫を凝らしたブックガイドを作成し、子どもの読書推進を進めます。              |
| 先生のおすすめ本ガイド              | 中学校では、教諭から生徒に向けておすすめ本のリストを作成し、読書を推奨します。                                       |
| 朝読書の推進                   | 全校で取り組む読書活動として、週1回以上、朝読書の実施を推進します。                                            |
| インターネット環境を利用したICT機器の利用指導 | スマートフォンやタブレット等を使用した電子書籍等による読書が増加しているため、インターネット環境を適切に活用する能力の育成、情報モラル教育などを進めます。 |
| 静岡県読書ガイドブックの活用           | 静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」を活用し、発達段階に応じた質の高い本の読書を推奨します。                              |

## ② 学校図書館の充実

学校図書館は児童・生徒の読書活動を支える「読書センター」と、調べる学習活動を支える「学習・情報センター」としての機能をもつ場所です。

学校図書館資料の質的な充実に向けた条件を整えるとともに、調べ学習が苦手な子どもも学校図書館を利用するよう、児童・生徒が利用しやすい環境を整備します。

また、学校図書館補助司書の有効な活用を図ります。

| 取 組 み                   | 内 容                                                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校図書館資料の質的な充実           | 調べ学習用図書や障がいのある子どもが読書に親しむための資料など質的な充実に向けた条件を整えます。                                    |
| 児童・生徒が利用しやすい環境の整備       | 楽しく、気軽に読める図書を整備していくとともに、利用時間の拡大や、図書の学校間での相互利用など、児童・生徒が利用しやすい環境を整備します。               |
| 図書の電子処理化                | 図書の電子処理化について、機器の増設など、円滑な管理や利用促進に向けて取り組みます。                                          |
| 学校内の協力体制の確立             | 司書教諭や学校図書館補助司書を中心に全校で読書活動の推進に取り組む体制づくりを進めます。                                        |
| 授業における学校図書館の有効活用の推進     | 授業担当者と司書教諭が協力し、読書指導や学校図書館の機能を活用した、主体的・対話的で深い学びが実現できる授業の実践を進めます。                     |
| 学校図書館補助司書の有効な活用         | 一人ひとりの子どもに合った本と出会う機会を創出し、子どもの知的探究心に応えるため、学校図書館補助司書の有効な活用を図ります。                      |
| 司書教諭や学校図書館補助司書の資質向上【拡充】 | 県総合教育センターや県図書館協会等で実施される司書教諭に対する研修に参加し、資質の向上を図ります。<br>また、学校図書館補助司書の資質向上のための研修を検討します。 |
| 学校図書館チェックシートの活用         | 県が配布する学校図書館チェックシートを活用し、自校の学校図書館を分析・評価することで、より良い学校図書館のあり方に向けた検証を進めます。                |

## ③ 中学生読書ボランティア体験の実施

中学生の図書館や読書への関心を高めるために、読書ボランティア体験を実施します。

| 取 組 み         | 内 容                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 中学生読書ボランティア体験 | 図書館や幼稚園、保育園、認定こども園、福祉施設等での中学生による読み聞かせなど、読書ボランティア体験の場をより広げ、充実した活動になるよう取り組みます。 |

## (2) 人材の育成

| 取 組 み           | 内 容                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 司書教諭の研修         | 学校図書館を利用した教育活動の充実を図り、司書教諭に対する研修を充実させると同時に、司書教諭の増員を目指します。                 |
| 読み聞かせボランティアへの支援 | 読みきかせボランティアの小学校高学年から中学校への縦の接続を促進するため、各年齢に応じた選書の情報交換など、ボランティアへの支援を充実させます。 |

## (3) 理解の促進

| 取 組 み    | 内 容                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 保護者への啓発  | 学校だよりの活用やPTAとの連携による読み聞かせボランティア、「家庭読書の日」における広報活動、懇談会やおたより等を通して、保護者の読書への理解と関心を深めます。 |
| 取組み事例の発表 | 司書教諭、学校図書館補助司書、町民図書館職員による研修や情報交換を行い、各学校での取組みについて、その効果などについて検証、把握します。              |

## (4) 地域ぐるみの推進

| 取 組 み          | 内 容                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館と学校の連携強化    | 総合的な学習の時間などの調べ学習で、児童・生徒が主体的・意欲的に学習活動が行えるよう、連携・協力を強化します。                          |
| 開かれた学校図書館運営の推進 | 関係機関や地域ボランティアに積極的に情報提供を行い、学校図書館ボランティアなど、各学校をとりまく多くの地域の住民との協力による開かれた学校図書館運営を進めます。 |

## 4 図書館での取組み

図書館では、子どもの発達段階に応じた魅力的な資料を収集するとともに、子どもの年齢やニーズに応じた魅力ある蔵書を充実させます。

また、各種行事や啓発活動を通して、今まで図書館を利用していなかった子どもや保護者に足を運んでもらえる図書館を目指し、すべての子どもたちが本に親しむ機会の創出に努めます。

さらに、子どもの読書活動推進において不可欠な存在であるボランティアとの協働により、子どもたちが楽しみながら読書に親しむための事業を実施します。ボランティアの育成講座や研修会などを充実させ人材育成を図るとともに、ボランティアに参加する人々と意見交換し、より有効的なボランティア活動支援に努めます。

### (1) 読書機会の提供

| 取 組 み                      | 内 容                                                                                                             |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書資料の整備・充実                 | 児童書及び児童書から一般書への橋渡しができるような書籍を充実させます。また、子どもの年齢や特性に応じた、良質で多様な図書館資料の選書・収集を行い、子どもたちが読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣が培われるよう努めます。 |
| 図書館のＩＣＴ化の推進【新規】            | 図書館の利便性を高めるために、地域の貴重な資料の電子化やweb上における各種サービスの向上を進めます。                                                             |
| 新刊図書案内の強化【新規】              | 毎月の新刊図書案内について、館内に一覧案内を掲示するだけでなく、展示やホームページなどのメディアを活用して啓発を強化します。                                                  |
| 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布（再掲） | 子どもたちや保護者の本選びの手助けとなるよう、各種テーマの読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、図書館や関係機関で配布します。                                               |
| 読み聞かせ関連書籍コーナーの設置【新規】       | 図書館のおはなしコーナーに読み聞かせ関連書籍のコーナーを設置し、保護者に読み聞かせに関する図書資料の情報提供を進めます。                                                    |
| ロングセラーコーナーの設置【新規】          | 長く読み続けられているロングセラー絵本を有効活用するために、専用のコーナーを設置し、幅広い絵本を子どもたちに提供できる環境を整えます。                                             |

| 取 組 み               | 内 容                                                                                                                                                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おはなし会等の充実【拡充】       | 読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク等を実施するとともに、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象として読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの事業を企画・開催します。<br>また、通信技術を活用したリモートで行う事業についても検討を進めます。                                     |
| 学校図書館との連携           | 各学校のさまざまな研究テーマに応じることができるよう、調べ学習用資料を充実させるなど、団体貸出の機能の充実をはじめとして、学校図書館の補完としての役割や支援を強化します。                                                                                |
| 団体貸出の充実【拡充】         | 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会など、子どもと関わる施設における読書活動を支援するため、調べ学習用資料の貸出や配本など、団体貸出の充実に努めます。<br>さらに選書や配本の年間計画を作成し、本の運搬や配送などの労力を確保するための職員体制を整え、各団体の希望にできる限り沿えるように努めます。 |
| 図書館の情報化推進           | 児童図書の蔵書・貸出情報や、おはなし会の開催等に関する情報をSNSを主体としたメディアで提供します。<br>また、インターネットによる蔵書検索システムや、児童室に設置してある図書検索用端末の利用を促進します。                                                             |
| 読書手帳の活用【新規】         | 子どもたちの読書に対する励みや意欲の一助となるように、自分の読書履歴を手帳に残すことができる読書手帳の運用を開始します。                                                                                                         |
| レファレンス（調べ学習）支援機能の充実 | 子どもが興味を持って調べ学習ができるよう、新聞記事オンラインデータベースやタブレット端末等による調べ学習の支援を拡充します。                                                                                                       |
| 障がいのある子どもの読書活動の支援   | 静岡県点字図書館等との連携により、点訳図書、音訳図書、さわる絵本、拡大図書等、障がいのある子どもの状態等に応じた資料の収集等を継続します。                                                                                                |
| デージー図書の貸出【新規】       | 視覚に障がいがある児童などのために、関係団体などの協力を得て、デージー図書の貸出を進めます。                                                                                                                       |

## (2) 人材の育成

| 取 組 み     | 内 容                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 講座・研修会の開催 | 地域で子どもの読書活動に関わるボランティアなどに、読み聞かせ講座や研修会など子どもの読書活動への理解の促進と資質の向上のための機会を提供し、人材発掘と育成のための取組みを進めます。 |

## (3) 理解の促進

| 取 組 み      | 内 容                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一日図書館員等の充実 | 図書館を利用していない子どもや、図書館の利用に不案内な子どもに対して、読書の楽しさや大切さを理解してもらい、図書館への関心を持ってもらうために、「一日図書館員」や「図書館見学会」などの働きかけを工夫します。 |
| 職場体験の受入れ   | 図書館への理解を深めるために、中学生、高校生、大学生や社会人の職場体験を積極的に受け入れます。                                                         |
| 図書館見学の受入れ  | 幼児、児童の図書館見学や利用体験など図書館への理解と親しむ機会を引き続き提供します。                                                              |



#### (4) 地域ぐるみの推進

| 取 組 み       | 内 容                                                                                                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 読書活動への支援    | 地域で子どもの読書活動に関わるボランティアなどに、資料や情報の提供等の支援を行うとともに、子育て支援事業と連携した啓発事業や、学校図書館と連携・協力した取組みを行います。                                                                          |
| 団体貸出の充実（地域） | 地域の読書活動を支援するため、関係機関と協議を行いながら団体貸出サービスを拡充します。                                                                                                                    |
| 連絡調整機能の強化   | 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会などの関係機関との連絡・調整を行うとともに、図書館の地域における読書活動アドバイザーとしての機能を強化します。<br>また「子どもの読書習慣づくり実行委員会」を通し、図書館と読み聞かせボランティア団体との連携や、ボランティア相互の連携を強化します。 |
| ボランティアの調整   | 図書館や学校ではなし会や読み聞かせなど、読書に関わる活動を希望するボランティアとボランティアを必要とする施設の効果的な橋渡しを行います。                                                                                           |



計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。次に掲げる【努力目標（数値目標）一覧】をもとに推進状況を点検するとともに、「長泉町子ども読書活動推進協議会」に報告し、計画の着実な推進を目指します。

#### 【努力目標（数値目標）一覧】

| 目 標 項 目                                 | 現状値（2019年）                      | 2025年                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 長泉町民図書館の児童図書の蔵書冊数<br>（12歳以下の子ども1人あたり）   | 8.5冊                            | 8.5冊以上                            |
| 長泉町民図書館の児童図書の年間貸出<br>冊数（12歳以下の子ども1人あたり） | 21.1冊                           | 22冊以上                             |
| 読書ボランティア数                               | 165人                            | 170人以上                            |
| 1か月の目標読書冊数                              | 小学生 10.6冊<br>中学生 4.4冊<br>高校生 一冊 | 小学生 11冊以上<br>中学生 5冊以上<br>高校生 2冊以上 |
| 図書標準※を達成している学校の割合                       | 100 %<br>（5校中5校）                | 継続                                |
| 読書週間等に読書啓発に取り組んだ<br>学校、公立図書館の割合         | 100 %                           | 継続                                |

※ 1か月の目標読書 + 冊数について、現況値は2019年長泉町子ども読書アンケート調査から算出

※図書標準（学校図書館図書標準）……公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めた基準。基本冊数に学級数による追加冊数が加わり、達成率％で表される。



# 資料編



## 1 長泉町子ども読書活動推進協議会設置要領

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長泉町子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第9条第2項の規定に基づく、長泉町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者をもって組織し、長泉町教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) ボランティア団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 小学校PTA代表
- (5) 校長会代表
- (6) 長泉町社会教育委員

2 協議会に会長及び副会長を各1人ずつ置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は推進計画の策定期間とし、再任を妨げない。ただし、その職をもって委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習課図書館チームにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなけ

ればならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



### 3 長泉町子ども読書活動推進協議会委員名簿

| 区 分 | 氏 名    | 備 考                       |
|-----|--------|---------------------------|
| 会 長 | 河野 紀子  | 長泉町子どもの読書習慣づくり<br>実行委員会代表 |
| 副会長 | 武田 麻里子 | 長泉町校長会（長泉小学校）             |
| 委 員 | 鈴木 和子  | 長泉町社会教育委員会                |
| 委 員 | 鈴木 正明  | 地域文庫代表<br>（米山文庫運営会）       |
| 委 員 | 松村 文代  | 長泉町PTA連絡協議会（南小学校）         |
| 委 員 | 菅原 久夫  | 学識経験者（絵本等著作者）             |
| 委 員 | 竹廣 麻子  | 学識経験者<br>（静岡県読書アドバイザー）    |

（令和2年4月1日現在）

| 事 務 局 | チーム名   | 職 名  | 氏 名   |
|-------|--------|------|-------|
| 教育委員会 |        | 部 長  | 神山 雅彦 |
| 生涯学習課 |        | 図書館長 | 高橋 和宏 |
| 生涯学習課 | 図書館チーム | 副主幹  | 小野 秀則 |
| 生涯学習課 | //     | 主 査  | 矢口 紀江 |

---

## 第4次長泉町子ども読書活動推進計画

令和3年3月

編集・発行 長泉町教育委員会 生涯学習課

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283 ー 11

コミュニティながいずみ内

電 話 (055)-988-7801

FAX (055)-988-7802

URL <http://www.town.nagaizumi.lg.jp/>

E-mail [tosyokan@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:tosyokan@town.nagaizumi.lg.jp)

---



## 第4次長泉町子ども読書活動推進計画